

受注者の皆様へ

建設現場に設置する「快適トイレ」の導入についてのお知らせ

都市整備局では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みを進めております。その一環として、建設現場の仮設トイレについて、全ての工事を対象に、快適トイレ（下記（１））を平成 29 年 11 月から導入しています。快適トイレを導入することによって、男女ともに入職しやすい環境がつくられます。また、レンタルが中心の仮設トイレが快適トイレに変わることにより、災害時に避難所等に持ち込まれる仮設トイレも変わるといった副次的効果も期待されています。

この趣旨を踏まえ、建設現場に快適トイレを設置する意向のある受注者の方は、快適トイレの設置について監督員へ協議をお願いします。

なお、設置に要する費用（設計変更の見込金額）は、下記（２）により算出します。

（１）快適トイレとは

別紙 1 に示す標準仕様のうち、①～⑪の機能・付属品の条件を満たすことを原則とします。なお、⑫～⑰の仕様・付属品の条件は、満たしていれば快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではありません。

（２）設置に要する費用について

- ・設置に要する費用については、当初設計では計上しません。
- ・受注者は、快適トイレの設置に当たっては、上記（１）の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとします。設計変更時に、監督員と協議の上、45,000 円／基・月を設計変更の対象とします。
- ・協議の結果、快適トイレの費用が 45,000 円／基・月を上回る場合は、受注者からの見積り内容を踏まえ、51,000 円／基・月を 1 基当りの上限価格として採用できるものとします（102,000 円／2 基・月が上限）。
- ・設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までです。
- ・運搬費は共通仮設費（率）に含むものとします

国交省公表資料抜粋

- 快適トイレの標準仕様 別紙 1
- タイプ別事例 別紙 2

参考 URL（国土交通省 ホームページ）

- 建設現場に設置する「快適トイレ」の標準仕様決定
http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000353.html
- 「快適トイレ」の事例集を取りまとめました！
<http://www.mlit.go.jp/common/001146979.pdf>
- 「快適トイレ」の導入について
～ 建設現場で働く人々の誇り・魅力・やりがい向上にむけた取組（令和 2 年 3 月改定）
<https://www.mlit.go.jp/tec/i-con-yarigai.html>

快適トイレの標準仕様

1. 快適トイレに求める機能

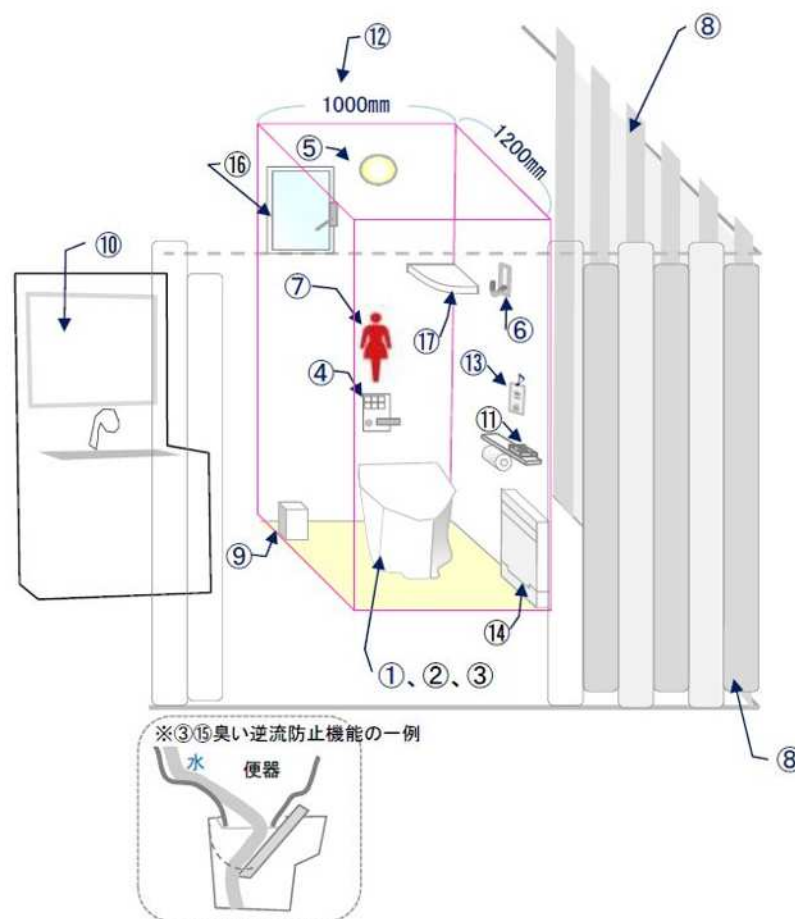
- ①洋式便器
- ②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm 以上(面積ではない)
- ⑬擬音装置(機能を含む)
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)



タイプ別事例（設置状況）

ユニット型				
車載型				
ハウス型				